

○国土交通省令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）の施行に伴い、並びに航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第九条第一号ロ(2)(i)並びにハ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)、ロ(1)並びに(2)(i)及び(ii)並びにハ(1)(i)並びに(2)(i)及び(ii)、第十一条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第十二条第一号イ及び第二号イ、第十三条第一項第一号イ及びハ並びに第二号ハ、第十六条第一項第一号イ(2)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)並びに第十七条の規定に基づき、航空法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

航空法関係手数料規則の一部を改正する省令

航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(大変更)</p> <p>第一条 航空法関係手数料令(以下「令」という。)別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。)第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(大修理及び大改造)</p> <p>第二条 令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、規則第五條の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。</p> <p>(騒音の実測を行う場合における航空機の区分)</p> <p>第三条 令別表第二第一号の航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、規則附属書第二第四章、第六章又は第七章の適用を受ける航空機とする。</p> <p>(機体認証に係る手数料の額)</p> <p>第五条 令第九条第一号ロ(2)(i)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 人口密度が一平方キロメートル当たり一万五千人以上の区域の上空(以下「特定空域」という。)を含む空域 十四万千百円</p> <p>二 特定空域を含まない空域 十三万五千七百円</p>	<p>(大変更)</p> <p>第一条 航空法関係手数料令(以下「令」という。)別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(大修理及び大改造)</p> <p>第二条 令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、航空法施行規則第五條の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。</p> <p>(騒音の実測を行う場合における航空機の区分)</p> <p>第三条 令別表第二第一号の航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、航空法施行規則附属書第二第四章、第六章又は第七章の適用を受ける航空機とする。</p> <p>(新設)</p>

-
- 2 令第九条第一号ハ(1)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定空域を含む空域 百五十九万二千二百円
 - 二 特定空域を含まない空域 百四十八万三千百円
 - 3 令第九条第一号ハ(2)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定空域を含む空域 百五十九万三百円
 - 二 特定空域を含まない空域 百四十八万二千二百円
 - 4 令第九条第二号イ(1)の国土交通省令で定める額は、整備が実施されていないときは、四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）とし、整備が実施されているときは、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 当該無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証等を受けた者 八千二百円（追加機体にあつては、七千五百円）
 - 二 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）
 - 5 令第九条第二号ロ(1)の国土交通省令で定める額は、整備が実施されていないときは、四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）とし、整備が実施されているときは、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 当該無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証等を受けた者 八千二百円（追加機体にあつては、七千五百円）
 - 二 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）
 - 6 令第九条第二号ロ(2)(i)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 最大離陸重量四キログラム未満 九万三千三百円
 - 二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満 十万円
 - 三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額
-

-
- イ 法第三十二條の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 十一万五千六百円
- ロ イに掲げる方法以外の方法 十二万円
- 7 令第九條第二号ロ(ii)の国土交通省令で定める額は、整備が実施されていないときは、四万九千六百円とし、整備が実施されているときは、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 当該無人航空機の設計及び製造をした者 八千二百円
- 二 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円
- 8 令第九條第二号ハ(i)の国土交通省令で定める額は、整備が実施されていないときは、四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）とし、整備が実施されているときは、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 当該無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証等を受けた者 八千二百円（追加機体にあつては、七千五百円）
- 二 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）
- 9 令第九條第二号ハ(ii)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 最大離陸重量四キログラム未満 二十八万六千八百円
- 二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満 四十二万七千七百円
- 三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- イ 法第三十二條の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 八十三万七千五百円
- ロ イに掲げる方法以外の方法 九十九万四千八百円
- 10 令第九條第二号ハ(ii)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 最大離陸重量四キログラム未満 二十八万四千九百円
-

二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満 四十一万八千八百円

三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 八十三万五千六百円

ロ イに掲げる方法以外の方法 九十九万二千九百円

(型式認証に係る手数料の額)

第六条 令第十一条第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定空域を含む空域 三十万七千三百円

二 特定空域を含まない空域 二十五万八千四百円

2 令第十一条第一号ロの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定空域を含む空域 二百七十三万八千八百円

二 特定空域を含まない空域 二百二十万九千三百円

3 令第十一条第二号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一 最大離陸重量二十五キログラム未満 四万八千四百円

二 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 十一万四千四百円

ロ イに掲げる方法以外の方法 十五万五千三百円

4 令第十一条第二号ロの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げ

(新設)

る当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一 最大離陸重量四キログラム未満 二十九万五百円
二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満 四十八万
千八百円

三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 百四十六万五千三百円
ロ イに掲げる方法以外の方法 百六十一万四千六百円

(設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額)

第七条 令第十二条第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定空域を含む空域 八十二万六千七百円
二 特定空域を含まない空域 六十八万二千二百円

2 令第十二条第二号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額とする。

一 最大離陸重量四キログラム未満 九万九千二百円
二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キログラム未満 十五万六千六百円

三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次のイ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第三十二条の八十六第二項第一号から第四号までのいずれにも該当する方法 四十六万五千五百円
ロ イに掲げる方法以外の方法 四十九万八千九百円

(新設)

(無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額)

第八条 令第十三条第一項第一号イの国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる実施細目(身体検査に係るものに限る。)に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 規則第二百三十六条の四十七第二項の規定による身体検査 五千二百円
- 二 前号に掲げる身体検査以外の身体検査 一万九千九百円
- 2 令第十三条第一項第一号ハの国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額とする。
- 3 令第十三条第一項第二号ハの国土交通省令で定める額は、別表第二に定める額とする。

(無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額)

第九条 令第十六条第一項第一号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別

表第三に定める額とする。

- 2 令第十六条第一項第一号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第四に定める額とする。
- 3 令第十六条第一項第二号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第五に定める額とする。
- 4 令第十六条第一項第二号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第六に定める額とする。
- 5 令第十六条第一項第三号イ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第七に定める額とする。
- 6 令第十六条第一項第三号ロ(2)の国土交通省令で定める額は、別表第八に定める額とする。

(在勤官署の所在地)

第十条 令第十七条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」とい

(新設)

(新設)

(在勤官署の所在地)

第五条 令第九条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」とい

う。)を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地(以下「検査地」という。)に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第十一條 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第九のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第十に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

3・4 (略)

別表第一(第八條第二項関係)

無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一 規則第二百三十六條の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万二千六百円
	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法(同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。)	四万三千八百円
	規則第二百三十六條の四	四万三千八百

。を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地(以下「検査地」という。)に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第六條 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第二に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

3・4 (略)

(新設)

三 規則第二百三十六			
規則第二百三十六條の四	規則第二百三十六條の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	規則第二百三十六條の四 十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる 方法（同項第二号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）
二万二千二百	八万六千二百 円	六万五千円	六万五千円
二 規則第二百三十六 條の四十第一項第二 号に掲げる無人航空 機の種類	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号及び第二 号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）
	四万三千八百 円	六万五千円	円

		条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類				四 規則第二百三十六條の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類	
	十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四 十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四
	円	四万三千円	四万三千円	六万三千八百円	六万三千八百円	六万三千八百円	六万三千八百円

六 規則第二百三十六				五 規則第二百三十六 条の四十第一項第五 号に掲げる無人航空 機の種類			
規則第二百三十六条の四	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	規則第二百三十六条の四 十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号に掲げる 方法（同項第二号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号及び第二 号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	
四万六千二百	六万八千六百 円	四万六千二百 円	四万六千二百 円	二万三千八百 円	八万四千六百 円	円	

一 規則第二百三十六	無人航空機の種類	条の四十第一項第六号に掲げる無人航空機の種類 十第二項第一号及び第二号に掲げる方法 円		
	無人航空機の飛行の方法	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。） 六万八千六百円	規則第二百三十六条の四 十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。） 六万八千六百円	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方法以外の方法 九万千円
	手数料の額	備考 法第三百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。		

別表第二（第八条第三項関係）

（新設）

<p>条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類</p>		<p>二 規則第二百三十六條の四十第一項第二号に掲げる無人航空機の種類</p>	
<p>十第二項第一号及び第二号に掲げる方法</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法</p>
<p>四万千二百円</p>	<p>四万千二百円</p>	<p>六万千五百円</p>	<p>六万千五百円</p>
<p>規則第二百三十六條の四</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の四</p>	<p>規則第二百三十六條の四</p>

四 規則第二百三十六	三 規則第二百三十六 条の四十第一項第三 号に掲げる無人航空 機の種類					
規則第二百三十六条の四	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	規則第二百三十六条の四 十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号に掲げる 方法（同項第二号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号及び第二 号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）
四万二百円	六万円	四万二百円	四万二百円	二万四百円	八万千八百円	

<p>条の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類</p>		<p>五 規則第二百三十六條の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類</p>	
<p>十第二項第一号及び第二号に掲げる方法</p>	<p>規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の四 十第二項第一号及び第二号に掲げる方法</p>	<p>規則第二百三十六條の四 十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>
	<p>六万円</p>		<p>六万円</p>
		<p>七万九千八百円</p>	
		<p>二万千五百円</p>	
		<p>四万二千四百円</p>	
<p>規則第二百三十六條の四</p>			<p>四万二千四百</p>

備考 法第百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除	六 規則第二百三十六 条の四十第一項第六 号に掲げる無人航空 機の種類					
	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	規則第二百三十六条の四 十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号に掲げる 方法（同項第二号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）	規則第二百三十六条の四 十第二項第一号及び第二 号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四 十第二項各号に掲げる方 法以外の方法	十第二項第二号に掲げる 方法（同項第一号に掲げ る方法に該当するものを 除く。）
	八万四千二百 円	六万三千三百 円	六万三千三百 円	四万二千四百 円	六万三千三百 円	円

された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。

別表第三（第九条第一項関係）

無人航空機の種類		手数料の額
一 規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類		二万二千六百元
二 規則第二百三十六条の四十第一項第二号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	二万二千二百円
	その他の場合	四万三千八百円
三 規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類		二万二千二百円
四 規則第二百三十六条の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の	二万八百元

（新設）

二 規則第二百三十六 条の四十第一項第二 号に掲げる無人航空 機の種類	規則第二百三十六条の 四十第一項第一号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた二	二万三百円
	規則第二百三十六条の 四十第一項第一号に掲 げる無人航空機の種類	二万九百円
無人航空機の種類	手数料の額	
一 規則第二百三十六条の 四十第一項第一号に 掲げる無人航空機の種類	二万九百円	
二 規則第二百三十六 条の四十第一項第二 号に掲げる無人航空 機の種類	二万三百円	
五 規則第二百三十六条の 四十第一項第五号に 掲げる無人航空機の種類	資格についての技能証 明を有する場合 その他の場合	四万三千円
六 規則第二百三十六 条の四十第一項第六 号に掲げる無人航空 機の種類	規則第二百三十六条の 四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた一 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合 その他の場合	二万二千四百円 四万六千二百円

別表第四(第九条第二項関係)

(新設)

<p>六 規則第二百三十六 条の四十第一項第六 号に掲げる無人航空 機の種類</p>	<p>五 規則第二百三十六条の四十第一項第五号に 掲げる無人航空機の種類</p>	<p>四 規則第二百三十六 条の四十第一項第四 号に掲げる無人航空 機の種類</p>		<p>三 規則第二百三十六条の四十第一項第三号に 掲げる無人航空機の種類</p>	<p>その他の場合</p>	<p>等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>
		<p>規則第二百三十六条の 四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた二 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>	<p>規則第二百三十六条の 四十第一項第三号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた二 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>			
<p>二万九百円</p>	<p>二万千五百円</p>	<p>四万二百円</p>	<p>一万九千八百円</p>	<p>二万四百円</p>	<p>四万千二百円</p>	

別表第五（第九条第三項関係）

	その他の場合	四万二千四百円
無人航空機の飛行の方法	手数料の額	
<p>一 規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>二万二千二百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあつては二万二千四百円）</p>	
<p>二 規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>二万二千二百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあつては二</p>	

（新設）

	<p>三 規則第二百三十六 条の四十第二項各号 に掲げる方法以外の 方法</p>
	<p>規則第二百三十六条の 四十第二項各号に掲げ る方法のいずれかのみ に係る限定をされた一 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>
<p>その他の場合</p>	<p>二万二千二百円（ 無人航空機の種 類が規則第二百 三十六条の四十 第一項第三号又 は第四号に掲げ るものである場 合にあつては二 万八 hundred 円、同項 第五号又は第六 号に掲げるもの である場合に あつては二万二千 四百円）</p>
<p>四万二千四百円 （無人航空機の 種類が規則第二 百三十六条の四 十第一項第三号 又は第四号に掲 げるものである 場合にあつては</p>	<p>万八 hundred 円、同項 第五号又は第六 号に掲げるもの である場合に あつては二万二千 四百円）</p>

別表第六（第九条第四項関係）

		<p>四万千六百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては四万四千八百円）</p>
<p>無人航空機の飛行の方法</p>	<p>手数料の額</p>	<p>一 規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p> <p>二 規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>
	<p>二万三百円（無人航空機の種類が規則第二百三</p>	<p>二万三百円（無人航空機の種類が規則第二百三</p>

（新設）

	<p>三 規則第二百三十六 条の四十第二項各号 に掲げる方法以外の 方法</p>	
	<p>規則第二百三十六条の 四十第二項各号に掲げ る方法のいずれかのみ に係る限定をされた二 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>	<p>その他の場合</p>
<p>十六条の四十第 一項第三号又は 第四号に掲げる ものである場合 にあつては一万 九千八百円、同 項第五号又は第 六号に掲げるも のである場合に あつては二万九 百円)</p>	<p>二万三百円（無 人航空機の種類 が規則第二百三 十六条の四十第 一項第三号又は 第四号に掲げる ものである場合 にあつては一万 九千八百円、同 項第五号又は第 六号に掲げるも のである場合に あつては二万九 百円)</p>	<p>四万六百元（無 人航空機の種類 が規則第二百三</p>

別表第七（第九条第五項関係）

無人航空機の種類	一 規則第二百三十六	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
	条の四	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	
	十第一	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	
	項第一	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	
号に掲	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）		
げる無	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）		
人航空	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）		
機の種	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）		
類	規則第二百三十六条の四十第二項各		

	十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては三万九千六百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては四万八千八百円）

（新設）

	号に掲げる方法以外の方法	
二 規則 第二百 三十六 条の四 十第一 項第二 号に掲 げる無 人航空 機の種 類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	四万三千八百円
規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万二千四百円
規則第二百三十六条の四十第二項に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	その他の場合	六万五千元
規則第二百三十六条の四十第二項	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	四万二千四百円

三 規則 第二百 三十六 条の四 十第一 項第三 号に掲 げる無 人航空 機の種 類	各号に掲げ る方法以外 の方法		及び同条第二項各号に 掲げる方法のいずれか のみに係る限定をされ た一等無人航空機操縦 士の資格についての技 能証明を有する場合	
	規則第二百三十六条の四十第二項第 一号及び第二号に掲げる方法		その他の場合 規則第二百三十六 条の四十第一項第 一号に掲げる無人 航空機の種類に係 る限定をされた一 等無人航空機操縦 士の資格について の技能証明を有す る場合	
	規則第二百三十六条の四十第二項第 二号に掲げる方法（同項第一号に掲 げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六条の四十第二項第 一号に掲げる方法（同項第二号に掲 げる方法に該当するものを除く。）	四万三千円	四万三千円

	規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万三千八百円
四 規則第二百三十六條の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法 規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種別に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万三千元
	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。） 規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種別に係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合 その他の場合	四万六千六百円 六万三千八百円
	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。） その他の場合	四万六千六百円 六万三千八百円

<p>五 規則 第二百三十六 条の四 十第一 項第五 号に掲 げる無 人航空 機の種</p>					四十第二項 各号に掲げ る方法以外 の方法	
	<p>規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法</p>	<p>その他の場合</p>	<p>その他の場合 規則第二百三十六 条の四十第一項第 三号に掲げる無人 航空機の種類に係 る限定をされた一 等無人航空機操縦 士の資格について の技能証明を有す る場合</p>	<p>四十第二項 げる無人航空機の種類 及び同条第二項各号に 掲げる方法のいずれか のみに係る限定をされ た一等無人航空機操縦 士の資格についての技 能証明を有する場合</p>
	<p>四万六千二百円</p>	<p>四万六千二百円</p>	<p>二万三千八百円</p>	<p>八万四千六百円</p>		

		六 規則 第二百 三十六		類
規則第二百	規則第二百三十六條の 第四十第二項 第一号に掲 げる無 人航空 機の種 類	規則第二百 三十六條の 第四十第二 項第一号に 掲げる方法 (同項第一号 に掲げる方 法に該当す るものを除 く。)	規則第二百 三十六條の 第四十第二 項第一号に 掲げる方法 (同項第一号 に掲げる方 法に該当す るものを除 く。)	規則第二百三十六條の第四十第二項各号に掲げる方法以外の方法
規則第二百三十六條の	規則第二百三十六條の 第四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた一 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合	規則第二百三十六條の 第四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた一 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合	規則第二百三十六條の 第四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた一 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合	規則第二百三十六條の第四十第二項各号に掲げる方法以外の方法
四万四千八百円	六万八千六百円	四万四千八百円	六万八千六百円	四万六千二百円
四万四千八百円	六万八千六百円	四万四千八百円	六万八千六百円	四万六千二百円

無人航空	無人航空機の飛行の方法	手数料の額			三十六条の 四十第二項 各号に掲げ る方法以外 の方法
					四十第一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 及び同条第二項各号に 掲げる方法のいずれか のみに係る限定をされ た一等無人航空機操縦 士の資格についての技 能証明を有する場合
			その他の場合	その他の場合	規則第二百三十六 条の四十第一項第 五号に掲げる無人 航空機の種類に係 る限定をされた一 等無人航空機操縦 士の資格について の技能証明を有す る場合
備考 法第三百二十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除 された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号ま でに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額 を控除した額とする。		九万千円			

別表第八（第九条第六項関係）

（新設）

<p>規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合</p>	<p>その他の場合</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合</p>	<p>その他の場合 規則第二百三十六條の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合</p>	<p>四万六百元</p>	<p>六万千五百円</p>	<p>四万六百元</p>	<p>六万九百元</p>
---	----------------------------------	--	---------------	--	---	--------------	---------------	--------------	--------------

三 規則 第二百 三十六 条の四 第十一 項第三 号に掲 げる無 人航空 機の種 類	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	その他の場合	八万千八百円
	規則第二百三十六條の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	その他の場合
四 規則 第二百 三十六 条の四 第十一 項第四 号に掲 げる無 人航空 機の種 類	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	その他の場合	四万二百円
規則第二百三十六條の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六條の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	その他の場合	六万円

<p>規則第二百三十六條の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合</p>	<p>その他の場合</p>	<p>規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合</p>	<p>その他の場合 規則第二百三十六條の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有す</p>	<p>三万九千六百円</p>	<p>六万円</p>	<p>三万九千六百円</p>	<p>五万九千四百円</p>
---	-------------------------------------	--	---------------	--	--	----------------	------------	----------------	----------------

六 規則 第二百 三十六 条の四 十第一 項第六 号に掲 げる無 人航空 機の種 類	五 規則 第二百 三十六 条の四 十第一 項第五 号に掲 げる無 人航空 機の種 類		
規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法 規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。） 規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）
その他の場合	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種別に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種別に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法 規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。） 規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）
六万三千三百円	四万千八百円	四万二千四百円	四万二千四百円 四万二千四百円 四万二千四百円 二万千五百円
その他の場合		七万九千八百円	る場合

	<p>規則第二百三十六條の 第四十二項 第二号に掲 げる方法（ 同項第一号 に掲げる方 法に該当す るものを除 く。）</p>	<p>規則第二百三十六條の 第四十一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 に係る限定をされた二 等無人航空機操縦士の 資格についての技能証 明を有する場合</p>	<p>その他の場合</p>	<p>規則第二百三十六條の 第四十一項第五号に掲 げる無人航空機の種類 及び同条第二項各号に 掲げる方法のいずれか のみに係る限定をされ た二等無人航空機操縦 士の資格についての技 能証明を有する場合</p>	<p>その他の 場合の 合場 の他 のそ 規則第二百三十六 條の第四十一項第 五号に掲げる無人 航空機の種類に係 る限定をされた二 等無人航空機操縦 士の資格について</p>
	<p>四万千八百円</p>	<p>六万三千三百円</p>	<p>四万千八百円</p>	<p>六万二千七百円</p>	

		の技能証明を有する 場合	
		その他の場合	八万四千二百円

備考 法第百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。

別表第九（第十一条関係）

一〇八（略）	区 分	人数（人）	日数（日）
九 法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更		一	三
十 法第百三十二条の十三第一項の機体認証		出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	
十一 法第百三十二条の十六第一項の型式認証		出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	

別表第一（第六条関係）

一〇八（略）	区 分	人数（人）	日数（日）
九 法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更		一	三

別表第十(第十一條關係)

二 (略)	一 騒音の 実測を行 う場合 (略)	区分	人数(人)	日数(日)
		第三條の航空機 (略)		

十二 法第百三十二條の十七第一項の承認
出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数

別表第二(第六條關係)

二 (略)	一 騒音の 実測を行 う場合 (略)	区分	人数(人)	日数(日)
		第二條の航空機 (略)		

附 則

この省令は、航空法関係手数料令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。